

○長岡市立地適正化計画定住促進条例施行規則

平成30年3月30日

規則第9号

改正 令和3年6月25日規則第43号

令和4年11月11日規則第61号

(目的)

第1条 この規則は、長岡市立地適正化計画定住促進条例（平成30年長岡市条例第6号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(リフォームの要件等)

第2条 条例第2条第1項第5号に規定する規則で定める要件は、当該工事が当該建物又はその敷地に定着しない設備等の改修のみに係るものでないこととする。

2 当該工事に要する費用のうち、建物又はその敷地に定着しない家具、什器、備品等の購入、賃借及び設置に要する費用は、条例第2条第1項第5号に規定する費用に含まれないものとする。

3 条例第2条第1項第5号に規定する費用の額は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ額とする。

(認定の申請)

第3条 条例第8条第2項の規定による申請は、課税免除対象住宅の認定に関する申請書兼同意書（別記第1号様式）に次の書類を添えて行うものとする。

(1) 対象住宅の登記事項証明書（現在事項証明書）（登記が完了していない場合は、売買契約書等）の写し、案内図、配置図、立面図、平面図その他申請内容の確認に必要な書類

(2) リフォームをした対象住宅の場合は、前号の書類のほか、見積書、工事請負契約書、領収書、図面の写し、施工前後の写真その他リフォームの内容の確認に必要な書類

(3) 条例第4条第1項第2号の対象住宅の場合は、第1号の書類のほか、現に従業員の宿舍又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校又は専修学校に通学する者の下宿等の用に供されていることが認められる契約書又は協議書等の写し

2 課税免除対象住宅の認定に関する申請書兼同意書の提出期間は、条例第7条第1項各号又は第2項各号に規定する基準年度の前年度の1月31日までの期間とする。

(認定の通知)

第4条 条例第8条第3項の規定による通知は、課税免除対象住宅の認定に関する決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(認定の変更に関する届出)

第5条 条例第9条の規定による届出は、課税免除対象住宅の認定に関する変更届出書（別記第3号様式）により行うものとする。

(認定の取消し等)

第6条 条例第11条第1項の規定による認定の取消し等については、課税免除対象住宅の認定の取消・変更等に関する決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月25日規則第43号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年11月11日規則第61号）

(施行期日)

1 この規則は、令和5年1月2日から施行する。

(経過措置)

2 長岡市立地適正化計画定住促進条例の一部を改正する条例（令和4年長岡市条例第43号）附則第2項の規定によりなお従前の例によるとされた住宅等については、なお改正前の長岡市立地適正化計画定住促進条例施行規則の規定を適用する。

別記第1号様式（第3条関係）

課税免除対象住宅の認定に関する申請書兼同意書

年 月 日

長岡市長 様

申請者（所有者代表）住所：

氏名： ㊦

電話：

長岡市立地適正化計画定住促進条例第8条第1項の規定による課税免除対象住宅の認定を受けたいので、同条第2項の規定に基づき申請します。

なお、長岡市が、本申請に係る事項について長岡市立地適正化計画定住促進条例第10条の規定に基づく調査等を行うことに同意します。

- 1 対象住宅の種類 ※条例第4条第1項関係
 第1号（転入・転居） 第2号（宿舍、下宿等） 第3号（転入・転居、多世代居住）
- 2 課税免除の範囲 ※条例第7条関係
（ ）年度分（ ）年度～（ ）年度

3 対象住宅の概要

所在地	(マンションは名称も記載)		
用途・戸数	戸	構造・階数	
床面積	m ²	居住部分床面積	m ²
購入等（引渡日等）	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> リフォーム（ ）年 月 日		

4 対象住宅の所有者 ※共有名義人が3人以上の場合は別紙(任意様式)に記載してください。

	氏名	住所	申請者との続柄	生年月日	住所異動年月日
1					
2					

5 対象住宅の居住者（上記の所有者は除く。） ※6人以上の場合は別紙（任意様式）に記載してください。

	氏名	住所	申請者との続柄	生年月日	住所異動年月日
1					
2					
3					
4					
5					

裏面へ

6 条例第4条第1項（対象住宅）の条件、規則第3条第1項（添付資料）の確認

※ 該当する事項は、チェック（☑）を記入してください。

（1）条例第4条第1項第1号関係

- 購入者等が当該購入等をした日の属する年の翌々年（その日が1月1日である場合は、その日が属する年の翌年）の1月1日までに当該住宅に居住し、その所在地に住所を有していること。
- 購入者等が、当該購入等をした日前1年以上にわたって市外に住所を有していたこと、又は各地域内のまちなか居住区域外の区域から同一の地域内のまちなか居住区域内の区域に転居した者（当該各地域内のまちなか居住区域外の区域に1年以上にわたって住所を有していた者に限る。）であること。
- 購入者等が本市の市税を滞納していないこと。
- 対象住宅の登記事項証明書（現在事項証明書）の写し（登記が完了していない場合は売買契約書等の写し）、案内図、配置図、立面図、平面図その他申請内容の確認に必要な書類の添付
- （リフォームした対象住宅の場合）見積書、請負契約書又は請書、領収書、図面の写し、施工前後の写真その他リフォームの内容の確認に必要な書類の添付

（2）条例第4条第1項第2号関係

- 現に従業員の宿舍又は学校教育法に規定する大学、高等専門学校又は専修学校に通学する者の下宿等の用に供されていること。（企業又は大学等と契約又は協議等を行っており、宿舍等の用に供されることが確実であることを含む。）
- 所有者が本市の市税を滞納していないこと。
- 企業又は大学等と交わした契約書又は協議書等の写しの添付
- 対象住宅の登記事項証明書（現在事項証明書）の写し（登記が完了していない場合は売買契約書等の写し）、案内図、配置図、立面図、平面図その他申請内容の確認に必要なものの添付
- （リフォームした対象住宅の場合）見積書、請負契約書又は請書、領収書、図面の写し、施工前後の写真その他リフォームの内容の確認に必要な書類の添付

（3）条例第4条第1項第3号関係

- 従前の居住者が、当該住宅の購入等の後、当該住宅に居住し、その所在地に住所を有していること。
- 新居住者が、当該購入等をした日の属する年の翌々年（その日が1月1日である場合は、その日が属する年の翌年）の1月1日までに当該住宅に居住し、その所在地に住所を有していること。
- 新居住者が、当該購入等をした日前1年以上にわたって市外に住所を有していたこと、又は各地域内のまちなか居住区域外の区域から同一の地域内のまちなか居住区域内の区域に転居した者（当該各地域内のまちなか居住区域外の区域に1年以上にわたって住所を有していた者に限る。）であること。
- 従前の居住者及び新居住者において当該住宅の全部の所有権を有していること。
- 当該住宅に居住する者の全てが本市の市税を滞納していないこと。
- 対象住宅の登記事項証明書（現在事項証明書）の写し（登記が完了していない場合は売買契約書等の写し）、案内図、配置図、立面図、平面図その他申請内容の確認に必要な書類を添付。
- （リフォームした対象住宅の場合）見積書、請負契約書又は請書、領収書、図面の写し、施工前後の写真その他リフォームの内容の確認に必要な書類の添付

第2号様式（第4条関係）

課税免除対象住宅の認定に関する決定通知書

第 号

年 月 日

様

長岡市長

印

年 月 日付で申請のありました課税免除対象住宅の認定について、下記のとおり決定したので、長岡市立地適正化計画定住促進条例第8条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 決定内容

認定 不認定

不認定の理由

2 対象住宅の種類 ※条例第4条第1項関係

第1号(転入・転居) 第2号(宿舍、下宿等) 第3号(転入・転居、多世代居住)

3 課税免除の範囲 ※条例第7条関係

()年度分 (年度～ 年度)

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長岡市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に長岡市を被告(長岡市長が被告の代表者となります。)として提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第5条関係）

課税免除対象住宅の認定に関する変更届出書

年 月 日

長岡市長 様

申請者（所有者代表）住所：

氏名：

電話：

年 月 日付け 第 号で認定を受けた課税免除対象住宅の認定に関して下記のとおり変更があったため、長岡市立地適正化計画定住促進条例第9条の規定に基づき届け出ます。

記

変更内容

第4号様式（第6条関係）

課税免除対象住宅の認定の取消・変更等に関する決定通知書

第 号
年 月 日

（納税義務者）

様

長岡市長

印

年 月 日付け 第 号で決定した課税免除対象住宅の認定について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定内容

取消 変更 取消・変更なし

取消、変更、取消・変更なしの理由

変更内容

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長岡市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に長岡市を被告（長岡市長が被告の代表者となります。）として提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第1号様式（第3条関係）

第2号様式（第4条関係）

第3号様式（第5条関係）

第4号様式（第6条関係）